

# マレー社会における姦通罪 (Zina) に関する一考察

## — クラントン州におけるフドゥード法案に焦点をあてて —

A Study of Adultery (Zina) in Malay Society:  
Focus on the Hudud Bill in Kelantan.

竹野 富之

Yoshiyuki TAKENO

キーワード：姦通, フドゥード法, イスラーム, 人権

Key words : Adultery (zina), The Hudud bill, Islam, Human right

### Abstract

According to Islamic teachings, adultery is a religious crime, and a strict punishment (termed the Hudud law) that entails stoning (rejam) must be inflicted on both male and female Muslims who commit adultery.

Since November 25, 1993, until now, the Parti Islam SeMalaysia (PAS) has held the reins of the Kelantan state government and enforced the Hudud bill. The objective of the PAS is to impose its rules on Malay citizens. For example, the PAS asserts that Muslims have no choice but to accept Hudud. According to them, Hudud laws ensure the safety of the Malaysian citizens.

However, the United Malays National Organization (UMNO) holds the reins of the federal government, and human rights groups have strongly criticized the enforcement of the Hudud bill from the viewpoints of human rights and political issues. For example, the ex-Prime Minister Dr. Mahathir opines that the PAS law is the result of the interpretations of Islamic teachings by the PAS officials.

The purpose of this study is to analyze all the arguments and conditions of males such as UMNO and PAS officers, human rights group officers, and religious leaders, with regard to adultery (zina) under the Hudud bill that was enforced in Kelantan. Further, we attempt to examine and analyze the relationship between Islamic teachings and the real society in Malaysia.

## はじめに

1993年11月25日、マレーシア半島東海岸部に位置するクランタン州において、国内で初めて反イスラーム的行為《姦通(zina)や盗みなど》をコーランやハディースの記述にある厳格な刑罰(石打など)で罰するフドゥード(単数形はハッド)法案が可決された(Sisters in Islam eds1995: 7)。これは連邦政府では野党のPAS<sup>1)</sup>(イスラーム党)の主導によるもので、憲法の保障するイスラーム法の可決に関する州政府<sup>2)</sup>権限を遵守し、合法的な手続きのもとで成立した(多和田2005: 123)。さらに2002年、トレンガヌ州でも、PASはフドゥード法案可決に意欲をみせ、連邦政府与党のUMNO<sup>3)</sup>(統一マレー人国民組織)や人権問題を推進している政府系・非政府系「NGO<sup>4)</sup>」関係者の危機感を大いに煽っている。彼らがフドゥード法案に危機感を持つ主な理由については後で詳しく論じるが、さしあたり国内の非イスラーム教徒(華人やインド系)の反発、従来の法体制への影響などがあげられる。そして、これらの問題点をめぐって、先程のUMNOやPAS、各「NGO」関係者などの中で激しい論争が起きている。

さて、法案可決後、ホットな論争に発展しているPASのフドゥード法案問題であるが、同問題をめぐる各方面の議論に焦点をあてた研究は比較的、少ない。まず、フドゥード法案の与えた社会的影響に関する研究としてはHamayotsuがフドゥード法をめぐる政党間の争いを(Hamayotsu 2003)、多和田がフドゥード法案可決の政治的経緯を(多和田2005)、Vidhuが政府系・非政府系「NGO」による反フドゥード法案キャンペーンの様相(Vidhu 2004)を報告している。また、イスラーム法学からのフドゥード法案研究としてはHooker(2003)、Mohammad Hashim Kamali(1995)らの研究がある。

そこで、筆者は特に同法案にある姦通罪をめぐる議論について注目していきたい。その理由はフドゥード法案をめぐる議論は特に姦通罪に焦点を当てており、その議論の中で語られるマレー社会における女性イスラーム教徒の人権問題が筆者の興味を引いたからである。従って、筆者は本論文を通じてフドゥード法案の姦通罪をめぐる議論を検討していくことで、マレー社会におけるイスラームとセクシャリティのあり方の一端を考察していきたいと考えている。なお、無論、同法案可決がもたらした、その他の問題(法制上の問題など)についても検討していきたい。

以上、本論文では、上記の点を念頭に置いた上で、まず、PASのフドゥード法案における姦通罪の概要を検討し、姦通をめぐる各方面の議論を詳しく考察していく。また、本論文はフドゥード法案に関する書籍や、2001年11月から2002年3月までの約一年間にわたって首都クアラルンプールのモスクで実施した宗教指導者やそこに通うマレー系の人々(多くは地方出身者)を対象とした聞き取り調査、2007年8月に約1ヶ月間行った「NGO」や政府関連団体の関係者を対象とした聞き取り調査<sup>5)</sup>で得た資料を活用し、議論を進めていく。

では、さしあたりPASによってクランタン州で可決されたフドゥード法案における姦通罪の概要について検討していく。

## I クラントン州のフドゥード法案における姦通罪の概要

1993年、PASによってクラントン州で可決されたフドゥード法案は72の条項からなり、その条項は6つのパート(刑罰、報復、証拠、刑罰の適用条件、一般的な条項、裁判手続き)に区分される(Mohammad Hashim Kamali 1995: 7)。ここではSisters in Islam<sup>6)</sup>によるクラントン州のフドゥード法案報告(1995)を参考に姦通罪に関する条項を整理する。では姦通罪の定義と刑罰の内容から整理する。

### 1 姦通の定義と刑罰

フドゥード法10条1項では、姦通は婚姻関係にはない男女間の性的交渉への罪と定義しており、同2項では既婚者で姦通をした者をmohsan、未婚者で姦通をした者をghairu mohsanとに区分している。そして、11条の1項で、前者には死ぬまで石打ち刑(rejam)、同2項では、後者に100回の鞭打ち刑と一年間の禁固刑を科すと規定している。次に12条では、4人の目撃者(公正な男性ムスリムに限定される)の証言によって証明できなかった姦通の告発、もしくは、告白に対してカザフ(qazaf)の刑が科せられるとある。また、13条では、カザフ刑として80回の鞭打ちを告発者が後悔し、証言するまで科すと規定している(Sisters in Islam eds1995: 114-115)。次に姦通の認定方法について整理する。

### 2 姦通の認定方法

姦通の認定方法は40条、41条で公正な男性ムスリムの4名の証言、39条2項で被告人の自白、46条2項で未婚の女性による妊娠、出産を有力な証拠としている。他方、46条1項では、状況証拠は証拠として認定されないとある。また、43条2項では目撃者の証言が証拠不十分、もしくは、姦通を証言する目撃者の数が4人を下回った場合にその証言は無効とされ、フドゥード法の執行は停止されると規定している。さらに45条では、被告人の自白が撤回された場合も同法の執行が停止されるとある。なお、44条2項で被告人が審判中に自白を4回すれば刑が確定するとある。そして、47条では43条、45条にあるフドゥード法停止後の対応として、同法にある刑罰よりも軽いtazir<sup>7)</sup>刑を科すように規定している(Sisters in Islam eds1995: 122-125)。

次に減刑措置と刑の執行延期について整理する。

### 3 減刑措置と刑の執行延期について

まず、3条では減刑の判断は法廷における裁判官の権限とされる。なお、イスラーム法廷の判事(qadi)の任命は69条の1項で主に州政府の委員会の助言に基づいて州の最高責任者であるスルタン<sup>8)</sup>(sultan)が行う。次に妊婦に対する刑の延期について、54条では、石打ち刑の場合、妊婦の受刑者には出産まで刑の執行を延期するよう規定している。55条では、鞭打ち刑の場合

も出産まで刑の執行を延期するようである。なお、54条では石打刑に限定して、もし出産後の子供に乳をやる乳母がない場合には、さらに2年間の授乳期間を与え、それを終えた後、すみやかに刑を執行するように規定している (Sisters in Islam eds1995: 110,127,130)。

以上がクランタン州におけるフドゥード法案の姦通罪の概要である。そこで我々が注目するフドゥード法案の姦通罪の問題となるポイントを整理すると次の4点にまとめられる。

- ①姦通罪の認定では、被告人の4回の自白や4人の公正な男性ムスリムの証言が重視<sup>9)</sup>されているが女性ムスリム証言の証拠能力<sup>10)</sup>については規定されていない点。
- ②裁判において、認定されなかった証言には刑罰(カザフ刑)が科せられている点。
- ③状況証拠が認められていない点。
- ④姦通罪の証拠として、未婚女性の妊娠が重視されている点。

では、以上の4点を踏まえ、次節では、まず、マハティール前首相の演説を例として取り上げ、それを参考に姦通罪をめぐる問題点について検討していく。

## II 姦通罪に関する問題点について

本節ではPASによるフドゥード法案可決の問題点を指摘しているマハティール前首相の演説内容を参考に姦通罪に関する問題点を明らかにし、その問題点を深く掘り下げて考察していきたい。ではさしあたりマハティール前首相の演説の概要を整理しておく。

### 1 マハティール前首相の演説の概要について

1994年3月3日にクランタン州のアラブ語学センターで行われた、マハティール前首相の演説はその前年にPASが可決したフドゥード法案への疑義がメインテーマであった。ここでは前首相がフドゥード法案に対して、どのような問題意識を持っていたのか明らかにし、フドゥード法案の問題点を整理したい。さしあたり、以下に演説の概要をまとめておく。

近年、クランタン州で可決されたフドゥード法案はPASの党利党益を迫及する人々による、コーラン解釈の結果に過ぎないことを我々は理解するべきである。しかも、このフドゥード法案は欠陥が多すぎる。例えば、同法案では、レイプ事件の場合、レイプ犯を姦通ではなく、強姦の罪で裁くためには4人の目撃者が必要であると規定している。そもそも、レイプは公衆の面前で行われないのが常識である。つまり、目撃者の証言のみを証拠とする同法ではレイプ犯を裁くことは事実上、不可能であり、逆にレイプ被害者が姦通罪に問われかねないのである。また、フドゥード法案の可決は華人、インド系住民などの非ムスリムを多く抱える、マレーシアの特殊な現状を無視している。PASの指導者連中は「フドゥード法は非ムスリムを対象としない」といっているが、この発言は疑わしい。預言者は「イスラーム法はムスリム、非ムスリムの区別なく、全人

類を対象とした法である」と述べており、これまでの PAS の政治姿勢を鑑みるならば、いずれは非ムスリムにも適用すると主張することは明らかだ。そもそも、宗教的価値観の相違によって、同じ罪でも刑罰が異なるというのは不公平である。従来、マレーシアでは国家の定める刑法（連邦法）がレイプをはじめとする様々な犯罪に対応してきたが、これまで大きな問題は起きていない。UMNO はイスラームの教義にあるフドゥード法は否定しない。あくまで、UMNO が批判するのは PAS の身勝手な聖典解釈によって可決されたフドゥード法案なのである（Sisters in Islam eds1995: 63-76）。

以上、上記の演説の内容を踏まえ、フドゥード法案可決の問題点を箇条書きで整理すると以下のようなになる。

問題点①刑法（連邦法）の犯罪抑止効果に対するマレー系の人々の疑念の拡大

問題点②PAS の党勢拡大

問題点③非ムスリムの反発

問題点④PAS のフドゥード法案の下でのレイプの判別問題

では上記の 4 つの問題点を踏まえ、(1)フドゥード法の導入に対する一般のマレー系の人々と宗教指導者の見方、(2)PAS と UMNO の政治的駆け引き、(3)姦通罪とレイプ問題の三点について詳細に考察していく。まず、(1)から検討していく。

## 2 フドゥード法の導入に対するマレー系の人々と宗教指導者の見方—クアラルンプールにあるモスクでの聞き書き調査を参考に

ここではクアラルンプールのモスクで実施した筆者の調査結果を参考にクアラルンプール在住のマレー系の人々と宗教指導者達がフドゥード法の導入をどのように考えているのかについて検討していく。では、まず検討に入る前に筆者の調査概要について簡単に説明しておく。

筆者は 2001年11月から 2002年3月にかけて、クアラルンプールにある三つの公立モスク《マラヤ大学モスク、国際イスラーム大学モスク、バンサモスク》に勤務する宗教指導者<sup>11)</sup>（イマーム、ビラール各 1 名ずつ）とそのモスクに通う人々（彼らの多くは地方出身者で主な職業はタクシー運転手、教師、飲食店店員、大学生、公務員など）を対象に聞き書き調査を行った。調査方法は筆者があらかじめ用意した10題前後の設題を質問し、口頭で答えてもらう形で行った。その結果は以下のとおりである。

まず、調査対象者（29 人：男性 28 人女性 1 人）に「マレー社会にフドゥード法を導入することに賛成ですか・反対ですか」という質問をしてみたところ、賛成（20 人）、反対（5 人）、ノーコメント（4 人）という結果となった。また、各モスクに勤務するイマームやビラールにも同じ質問をしてみたところ、6 人全員が賛成という結果となった。

次に賛成・反対の理由について尋ねてみたところ、賛成の理由として、「フドゥード法はイス

ラームの教義にある法だから守らなければならない」もしくは「フドゥード法にある厳罰によってさらなる犯罪の抑止効果が期待できる」という意見が目立った(20人中17人)。なお、後者のコメントからは先程の問題点①にある従来の刑法の犯罪抑止効果に対する不満が窺える。

一方、反対の者は「マレーシアは多民族国家なのでフドゥード法を導入すると各民族間で対立が生じ、調和が壊れてしまう」とか「近代社会において、前近代的な色彩の強いフドゥード法の導入には問題が多い」と述べている。なお、前者のコメントは先程の問題点③と同じである。

上記の結果から、フドゥード法は神の与えた法であるという認識にたち、その導入に前向きな人々が多数派であることがわかる。しかし、フドゥード法の導入を支持した者が全て、PASの可決したフドゥード法案を支持しているわけではない点には注意が必要である。例えば、マラヤ大学モスクのイマームは「神の法だからフドゥード法の導入には個人的に賛成だが、マレーシアが多民族国家である以上、そのことを踏まえ、きちんと議論すべきだ。従って、PASによるフドゥード法案の可決は時期尚早だと思う」と指摘している。さらに2007年の筆者の調査に応じた、UMNO系の下部組織「Yayasan kajian&strategi Melayu (マレー調査・戦略協会)」に所属する男性幹部も「PASのフドゥード法案は厳格すぎる。石打でなく鞭打ちならば認めてもよい」と指摘しており、マレー社会へのフドゥード法導入自体は反対しないがPASのフドゥード法案可決には反対だという立場の者が少なからず存在するとみられる。

以上、筆者の調査に応じたクアラルンプール在住者や各モスクの宗教指導者の間では、PASによるフドゥード法案可決を支持するかどうかは別として、フドゥード法の導入自体は支持する者が多数であることがわかった。また、その支持の理由として、フドゥード法は神の法とする認識の他に、厳罰による犯罪抑止効果が指摘されていることから問題点①の従来の刑法の犯罪抑止効果への不満が窺える。一方、少数派であるが、反対の者は問題点③のフドゥード法導入が民族間対立を助長するという懸念を持っていることがわかった。

では次にフドゥード法案をめぐるUMNOとPASの政治的駆け引きについて検討していく。

### 3 フドゥード法案をめぐるPASとUMNOの政治的駆け引き

まず、PASは党の立場として、フドゥード法案可決の理由について以下の4点をあげている。

A フドゥード法は神の法であるためにムスリムは同法に従うしかない。

B 人間の作った法は神の法の前では不完全である。

C フドゥード法は近年、多発する犯罪を抑え込むのに効果がある。

D フドゥード法はムスリムだけでなく非ムスリムを含めた全ての国民の生命、財産を守る

[Sisters in Islam eds.1995: 51-53]。

以上から、PASは、上記のAやBにあるように人間の作った法(連邦法など)が神の法ではないことを説き、神の法であるフドゥード法の導入によって、マレー社会を「より」イスラーム

の教義に適ったものにしようと志向していることがわかる。つまり、多和田の言葉を借りるならば、フドゥード法の導入に代表される PAS のイスラーム化政策は世俗国家的な社会像からイスラーム的なそれへの転換を明確に志向しているのである [多和田 2005: 134]。また、C には凶悪化する犯罪に対する罰則の強化のほかに、都市部を中心に社会問題化しているポーシア<sup>12)</sup> (bohsia) をはじめとした若者の性風俗の乱れを改善したいという意図がこめられているとみられる。ともあれ、PAS によるフドゥード法案可決の意図は同法の意義を上記の四点を根拠にマレー系の人々に再認識させることにあったといえる。

また、PAS 政権下でのクランタン州におけるフドゥード法案の可決は州議会にイスラーム関連の法令を制定、施行する権限をみとめるマレーシア連邦憲法附則九表第二リストの規定に準じたものであり、連邦政府与党 UMNO といえども、これを廃案に持ち込むことは極めて困難である点には注意すべきである [多和田 2005: 123]。つまり、その点から判断するならば、PAS による同法案の可決は「イスラーム法は州政府の専権事項」という原則をたてに、連邦政府からの直接的な介入を回避するといったマレーシア法体制の盲点をうまくついているといえる。

一方、与党 UMNO はクランタン州におけるフドゥード法案の可決がマレー系の人々の支持を集め、問題点②PAS の党勢拡大にある PAS の党勢拡大を許し、他州の宗教行政に影響を与えることに対して警戒感を持っている。事実、先程の調査結果からもフドゥード法導入には前向きな者が多数派であったことから、今後、PAS の姿勢を評価する者が増加する可能性が高い。また、それ以外に UMNO が憂慮するのは、各州政府レベルにおけるフドゥード法案可決の有無によって姦通罪が適用される・適用されないという対応の違いが生じる点、ムスリムと非ムスリム間の姦通ではイスラーム教徒である前者にだけ姦通罪が適用されるといった点から法の下での平等の原則が担保できなくなることである。つまり、上記の二点から問題点①にある従来、ムスリム・非ムスリムの別なく、全てのマレーシア国民に適用され、法の下での平等を担保してきた連邦法を中核とする法体制を見直しすべきだという意識がマレー系の人々を中心に広まりかねないことを UMNO は憂慮しているのである。従って、こうした事態を極力、避けたいとする意図からマハティール前首相は先程の演説の中で刑法の有効性を強調していたといえよう。

さらに問題点③非ムスリムの反発にみられるように、UMNO 関係者は先程の PAS の主張 D にあるフドゥード法の適用範囲を非ムスリムにまで拡大することに対する非ムスリムの不安や不満の拡大についても警戒している。なぜならば、非イスラーム教徒の不满や不安<sup>13)</sup> の高まりは、MCA (マラヤ中国人協会) や MIC (マラヤ・インド人会議) といった非ムスリムの政党との連携によって政権を維持する UMNO にとって、極めて憂慮すべき問題であるからである (荻原 1994: 220)。とはいえ、先程のイスラーム法の制定は州政府の専権事項という原則から、現在のところ、UMNO の対応としては、憲法との整合性に問題があることを根拠に同法が施行されないように (多和田 2005: 134)、政治的圧力をかけることしかできず、ジレンマとなっているの

である。

以上、クランタン州のフード法案可決をめぐる、華人やインド系住民など非ムスリムとの調和を図るためにも連邦法を中核とする法体制を維持したい UMNO とイスラーム法を主軸とする社会の建設こそ望ましいとする PAS との間で激しい政治的対立が起きていることがわかる（フード法案に対する UMNO の政治姿勢については Hamayotsu (2003) を参照）。また、その対立をもう少し深く掘り下げると、その政治闘争は多民族国家マレーシアにおいて、法の下の平等を担保しつつ、イスラーム法と連邦法をどのように両立させていくのかという、マレー社会の根本的な政治構造上の課題を浮き彫りにしているといえよう。

#### 4 フード法案における姦通罪とレイプ問題について

ここでは、先程の問題点④にある、フード法案の下での姦通罪とレイプ判別の問題に関する各方面の関係者の言説について考察する。さしあたり、本格的な議論の準備として、非政府系「NGO」の AWAM<sup>14)</sup>（全女性活動組織）の報告書（2002）を参考にマレー社会におけるレイプ対策について触れておく。

##### 1) マレー社会におけるレイプ問題の現状と対策

まず、AWAM の報告によると警察のレイプ犯罪の捜査は一般的に次のように進められているという。

- ①警察署でのレイプ被害者の供述調書と調査報告書（現場の特定など）の作成
- ②レイプ被害者に対する医学的検査（女性の身体に残留した精液や血液の採取や引っかき傷などの有無など）
- ③容疑者の逮捕（拘留期間は 14 日）。レイプ被害者による確認作業や DNA 検査による容疑の裏づけを進める。

上記の捜査を通じて、レイプ犯の容疑が固まると、次に連邦法の刑法によって刑事裁判が行われる。この刑事裁判では上記の捜査プロセスから得られたレイプ被害者の供述や精液、血液などの証拠が重視される。近年では、レイプに関する刑法がマレーシア連邦議会で改正（1988年）され、改正以前では禁固刑の最低期限の規定はなく、レイプ犯は 1、2 年で出所できたが、改正後では 5 年以上 20 年以下の禁固刑と鞭打ちが科せられることになった（刑法 376 条）。1998 年の全国警察による調査では有罪になったケースでの刑期の割合は 5 年から 8 年の禁固刑が 56.4%、13 年から 20 年の禁固刑が 10.9% となっている。ただし、例外として、13 歳以下の少年の場合は保護の対象となるために上記の刑を執行できない（刑法 113 条）（AWAM eds2002: 39,47-50）。

では、次にフード法案における姦通とレイプの認定に関する各方面の関係者の言説を考えていきたい。



## 2) 姦通罪とレイプ認定をめぐる

### 【1】フドゥード法案反対派の言説

まず、コラムニストの Syed Akbar Ali によれば、姦通罪の認定上の問題点として、クランタン州のフドゥード法案では目撃者証言と自白しか証拠として認められておらず、残留精液や血液、引っかき傷などの物証や科学的な証拠は認められていないのはレイプと姦通とを判別する上で極めて問題であるという (Sisters in Islam eds.1995: 185-186)。上記の Syed Akbar Ali の指摘からは、フドゥード法案の下では科学的物証や客観的証拠が認められない点 (I の③参照) に対する強い懸念が窺える。

また、レイプの認定の際にフドゥード法案では4人の公正な男性ムスリムと被疑者の証言のみしか証拠として認められていない点 (I の①参照) も問題視されている。イスラーム法研究者の Nik Noriani は、次のように指摘している。「かつて、Sayidianna Othman が暗殺された際、その目撃者は彼の妻しかいなかったため、四人の公正な男性ムスリムの証言が得られず、彼女の証言のみが有力な証拠として認められたことを見落してはならない。要するに、これはイスラームの教義上、女性ムスリムの証言が認められている証拠である」(WAO<sup>15</sup>) (女性支援組織) ホームページ)。また、2007年の筆者の調査に応じた Sisters in Islam の女性幹部は「客観的証拠を採用する刑法でも立証が難しいレイプをPASのフドゥード法案で規定されている4人の男性の証言だけで立証できるのかは疑問である。これではレイプ被害者の人権を守ることはできない」と指摘する。

さらに非政府系「NGO」の SUARAM<sup>16</sup>) (マレーシア人民の声) はカザフ罪 (I の②参照) がレイプ被害者の証言に与える影響について次のように指摘している。「レイプ被害者がレイプの事実を証明するには、それを目撃していた4人の男性ムスリムの証言が必要である。しかし、それが得られなければ、被害女性の証言は認められず、カザフ罪に問われ80回の鞭打ちを受けなくてはならない。これではレイプ被害にあった女性は泣き寝入りするしかない」(SUARAM eds2003: 119)。

以上のコメントを整理すると、フドゥード法案の下では、証言者が公正な男性ムスリム (4人必要) に限定されており、女性ムスリムの証言が重視されていない点、カザフ法の影響からレイプ被害を受けた女性ムスリムの訴えが認定されにくい点が各方面の関係者の懸念を生んでいることがわかる。

次に未婚女性の妊娠を姦通の証拠とみなす点 (I の④参照) についてイスラーム国際大学教授 (1994年当時) の Tan Sri Ahmad Ibrahim は次のように指摘している。クランタン州のフドゥード法案 46条 2項における、未婚女性の妊娠を姦通の動かぬ証拠とみなす点についてはスンニー派四正統法学派のうちシャフィイー学派 [マレーシアのイスラーム法の多くはシャフィイー学派の教えを法源としている (Abdul Majeed Mohamed Mackeen 1984: 234)] とハナフィイー学

派の間で問題視されており、慎重な議論が進められている。これを支持しているのは残りのマレーシア学派とハンバリ学派の中でも一部の学者だけである。そもそも未婚女性の妊娠を姦通の動かし難い証拠とみるのは、フドゥード法がレイプを想定していないためであり、この点はレイプ被害者にとって極めて不公平である (Sisters in Islam 1995: 79-80)。上記の Tan Sri Ahmad Ibrahim の指摘からフドゥード法案 46 条 2 項をめぐる各法学派を代表する学者間で慎重な議論が進められており、その導入には慎重を期すべきだという考えが窺える (イスラーム法学者によるフドゥード法の議論については Hooker (2003) を参照)。

では、フドゥード法案賛成派 (PAS 関係者) は姦通とレイプ認定問題をどのように考えているのであろうか。次にその点についてみていく。

### 3) 姦通罪とレイプ認定をめぐる

#### 【2】—フドゥード法案賛成派の言説

まず、2007 年、我々の調査に応じた KL 支部に勤める PAS 幹部 (マレー系男性) は一連のフドゥード法批判について以下のように反論している。

「我々がフドゥード法案で裁く対象はあくまで男女の同意のもとに行われる姦通を犯した者であって、その同意なしに行われるレイプは対象外であり、それは性犯罪として刑法によって裁かれればよい。姦通罪の判定には四人の公正な男性イスラーム教徒の証言をもとに厳密に判断される。また、姦通とレイプ犯の判別については、レイプ犯自身が自らの行為をきちんと証明しなければならないことになっている」。

つまり、上記の指摘から PAS 幹部は前節のフドゥード法案 39 条 2 項、44 条 2 項にある規定を踏まえ、被告人自らが姦通ではなくレイプであったことを 4 回、自白することで、姦通とレイプを明確に判別できると考えていることがわかる。また、同幹部は「通常の刑法では嘘つきの証言であっても証拠として採用される可能性があるので欠陥が多い。しかし、フドゥード法ではイスラームに深く帰依した公正な男性ムスリムの証言しか証拠として認めていない。フドゥード法はこの点が特に優れている」と指摘している。上記の指摘からはフドゥード法案における証拠認定の厳密さに対する強い自信と逆に従来刑法における証拠認定の甘さに対する不満が窺える。

また、PAS 幹部は先程の反対派が問題視する姦通とレイプの判別問題について次のように言及している。「フドゥード法上、男女の合意に基づく姦通と合意に基づかないレイプは全く異なるものとして考えられている。ただし、両者の判別を困難にするレイプ被害者と加害者の結婚<sup>17)</sup>は問題である。従って、これは haram (宗教上認められない行為) である」。つまり、上記の指摘からは、レイプ犯と被害者が結婚した場合、両者の証言が得られないために姦通かレイプか判別がつかず、当事者の証言を有力な証拠とするフドゥード法案運用に支障をきたす点が問題視されていることがわかる。

また、先程の Tan Sri Ahmad Ibrahim の「フドゥード法案における姦通罪の証拠認定の際に未婚者の妊娠を重視する点は各法学派で見解の相違がみられ問題だ」とする指摘について PAS 幹部は「Tan Sri Ahmad の反論については我々と彼のイスラーム法に対する認識は全く違い、我々は彼の主張を支持しない」と述べる。上記の PAS 幹部の指摘で注目すべきは「イスラーム法に対する認識が全く違う」という点で、これは筆者の推測であるが、シャーフィイー法学派の見解が公の利益にそぐわないと判断される場合にはスンニー派の他の三学派（ハナフィー、マーリク、ハンバル）の見解に従う（多和田 2005: 125）という原則を踏まえた上での発言であるとみられる。つまり、上記の発言は、フドゥード法案は公の利益に適用のものであり、たとえシャーフィイー学派の中で多少の疑義があったとしても、他の三学派の中で認められているのであれば積極的に導入すべきだという原則を踏まえたものであるとみられる。

さて、以上の PAS 幹部の指摘からは、フドゥード法案の導入を進める背景には従来の刑法に対する強い不満とフドゥード法をはじめとしたイスラーム法の有効性を強くアピールしたいといった意識が窺える。しかし、一方で反対派が提示したレイプと姦通の認定問題については両者の判別の限界について言及している点からはフドゥード法案をどのように運用すべきか慎重に考えていきたいという PAS 幹部の姿勢が窺える。

以上、これまでの議論を整理すると、科学的物証や女性の証言が認められていないことから、レイプと姦通の判別は困難と考えるフドゥード法案反対派（UMNO、非政府系・政府系「NGO」など）と当事者の告白と4人の公正な男性イスラーム教徒の証言によって判別可能と考える容認派（PAS）の認識が鋭く対立していることがわかる。また、前者のフドゥード法案反対派がレイプ被害にさらされている女性イスラーム教徒の人権擁護を問題視している点には留意すべきである。このことは PAS のフドゥード法案の下でのレイプと姦通の判別問題が政治レベル、イスラーム法学レベルにおいて、レイプ被害者の人権擁護の観点を踏まえた（イスラームとセクシャリティをめぐる）議論に発展していることを示している。

では最後にこれまでの議論を整理し、クランタン州におけるフドゥード法案の可決をめぐる様々な議論の内容から窺えるマレー社会におけるイスラームのあり方とその現状についてさらに深く考えてみたい。

## 結論

まず、II の 2 で取り上げた調査結果を参考に考えるならば、多数のマレー系の人々は、フドゥード法がコーランやハディースに記されているイスラームの法である以上、同法に従うべきだという意識を共有していると考えられる。

ただし、マハティール前首相の懸念にもみられたように現実問題として、フドゥード法を聖典

の教えどおり忠実に導入することは多民族国家であるマレー社会に様々な混乱を引き起こしかねない。従って、UMNOがPASによるフドゥード法案可決を批判するのは、同法案の可決が非イスラーム教徒との調和を乱し、民族間の対立の火種となることへの危機感からである。また、連邦政府で与党を占めるUMNOといえども、宗教行政の権限は州政府にあるとする憲法上の規定から、クランタン州のフドゥード法案を廃止することはできない点がこの問題をさらに複雑なものとしている。つまり、Ⅱの3で触れたように、PASのフドゥード法案と刑法（連邦法）との間にある著しい「ズレ」が放置されることにより、今後、マレー系の人々を中心に従来の連邦法を中核とする法体制への不信感が拡大する危険性が高くなってきているのである。

逆に、PAS側からすれば、フドゥード法案可決は、従来の連邦法を中核とした法体制のあり方に疑義を申し立てる上で格好の材料である。筆者の調査に応じた先程のPAS男性幹部は「華人系男性がマレー系女性と姦通した場合、その男性は罪に問われないという不公平な状況は問題だ。しかし、マレーシアがイスラーム国家になり、全てのマレーシア国民がイスラーム法に従うことになればそれは簡単に解消する」と主張している。つまり、従来の連邦法を中核とする法体制が上記のフドゥード法案との「ズレ」を生んでいると批判し、それを解消するにはイスラーム法を中核とするイスラーム国家の樹立しかないというのである。その点から察するならば、PASによるフドゥード法案可決の意図は神の法とされるイスラーム法と国家によって制定される連邦法との著しい「ズレ」を顕在化させ、両者を並存させている多民族国家マレーシアの法体制上の問題点を浮き彫りにすることにあつたといえる。

一方、PASのフドゥード法案の中身について目を向けると政府系・非政府系「NGO」関係者、イスラーム法学者間では以下の3点が問題視されていることがわかる。

- ①レイプと姦通の判別に際し、DNA検査などの科学的証拠や女性ムスリムの証言は証拠として認められていない点。
- ②4人の目撃者の証言がなければ、レイプを訴えた女性がカザフ罪で裁かれかねない点。
- ③イスラーム法学者間でも議論となっている未婚女性の妊娠を姦通の有力な証拠とみなしている点。

以上、上記の3点にあるように、反対派はPASのフドゥード法案の内容はレイプ被害者に対して妊娠を根拠に姦通罪で罰してしまいかねないなどレイプ被害者の人権に配慮していない点からマレー社会の実情に合わないとして批判していることがわかる。実際に筆者の調査に応じたSUARAMの男性幹部は「確かにPASのいうようにフドゥード法は神の法であるが、現実問題として近代化に突き進むマレー社会では、前近代的なフドゥード法を導入しようとするPASの試みは不可能ではないか」と指摘する。つまり、上記の指摘からも反対派は近代化が進み、女性の人権の尊重、レイプ事件への対応（といったセクシャリティをめぐる問題）が重視されるようになったマレー社会において600年も前の法（フドゥード法）で秩序を取り戻そうという発想自

体、ナンセンスだと考えているとみられる。とはいえ、反対派は先程のマハティール首相の演説にあるようにイスラームの教義にあるフドゥード法を全否定しているわけではない。つまり、反対派はイスラーム教義にあるフドゥード法を否定しないが、それが現実社会の実情に合わないならば、フドゥード法をそのまま導入すべきではなく柔軟に対応すべきだと考えているのである。その逆に賛成派はイスラームの教義にある以上、フドゥード法をそのまま導入することが神の意思に適った当然のことであり、それが社会秩序の安定をもたらす道だと考えている。まとめると、賛成派はイスラームの教義の説く理想社会に向かって現実社会を変えることが重要と考える「より理想主義的な思考」をするのに対して、反対派は、市民社会が根付き、多民族社会である現実をまず踏まえ柔軟に対応すべきという「より現実主義的な思考」をしているといえる。そして、両者の思考の違いがPASのフドゥード法案を含む、イスラームの教義と現実社会との「ズレ」をどのように解消すべきかという点をめぐって鋭く対立し、セクシャリティなどの問題をはらみながら、イスラーム教義解釈や政治など様々なレベルでの活発な議論に発展しているといえよう。

最後に今後の課題について触れておく。本論文ではフドゥード法案の姦通罪をめぐる議論に焦点をあて、政治や法制度の問題、女性の人権擁護といったセクシャリティの問題など多岐に渡って論じてきた。その結果、フドゥード法案問題の概要をいくらか明らかにできたが、やはり上記の個々の問題に対して、深く踏み込んだ分析が足りないように思う。特にフドゥード法案の個々の内容（Iで整理した刑罰や減刑措置など）について、各方面の関係者や一般のマレー系の人々がどのように考えているのか検討する必要があるだろう。また、同法案に対する非イスラーム教徒の認識については筆者の調査不足からほとんど触れられなかった。こうした点を今後の調査・研究に活かして行こうと考えている。

## 注

- 1) PASはマレー半島東海岸部のクランタン州やトレンガヌ州といったマレー系の人口比率の高い地域に勢力を持つ政党である（多和田1995: 108）。
- 2) マレーシアは連邦制を採用しており、連邦法はすべて連邦政府の管轄下にある。また、イスラーム法、アダット法に関するものを除く一切の裁判所は連邦法により設置されている。ちなみに原則として連邦法とイスラーム法の間には優劣関係は存在しない（安田1980: 199, 206）。
- 3) UMNは連邦政府の与党であり、華人の政治組織であるMCA（馬華公会）やインド系住民の有力者によって結成されたMIC（マラヤ・インド人会議）と連立することによって政権を維持している（荻原1994: 221, 232）。
- 4) マレーシアにおける「NGO」には政府の財政支援を受けている政府系NGOと受けていない非政府系NGOの二つのタイプがある（cf. Meredith L. Weiss 2006: 112-113）。なお、厳密にいうと前者はNGO（非政府組織）の概念に当てはまらないが、そこに所属している職員は自らの所属する組織をNGOであると主張しており、その点を踏まえ、本論文では政府系「NGO」と表記する。

- 5) 2007年の調査では2001年から2002年の調査結果を踏まえ、特に反フドゥード法案キャンペーンを主導してきた非政府系「NGO」のSisters in Islam, フドゥード法案導入を進めているPASの関係者を対象として現在(2007年)、フドゥード法導入についてどのような考えを持っているのかについて聞き取り調査を行った。
- 6) 非政府系「NGO」のSisters in Islamは1993年に設立され、ブタリン・ジャヤにその本部がある。2007年の筆者の調査に応じた女性幹部によれば、「Sisters in Islamの主な活動としては政府へのロビー活動や新聞などのマスメディアを通じた広報活動で、主な活動の担い手は女性ムスリムである」という。
- 7) イスラーム刑法の中の矯正刑であり、裁判官の裁量に任されている(森2001: 589)
- 8) マレーシア半島部のペナンとマラッカを除く九つの州の男系世襲の首長が持つことを許される称号。この首長の中から五年ごとにスルタン就任の先任順に選ばれる国王がおり、九つの州のスルタンと国王によって任命される州の知事が統治者会議を作って国王の選任、スルタンの地位と権限、国教としてのイスラーム、憲法153条が規定するマレー人の特権などマレー人優位の基本原則を守る役割を果たしている(萩原1994: 214-215)。
- 9) PASのフドゥード法案では公正な男性ムスリムによる証言や被疑者の告白が重視されているが、これは告白こそがイスラーム法上の証拠として最も重要な方法であるという原則(Abdul Muin1999: 15)に従ったものであると考えられる。
- 10) Mohammad Hashim Kamaliによれば、「PASのフドゥード法案では女性ムスリムは姦通だけではなく他の刑罰についても目撃者として資格を認められていない」(Mohammad Hashim Kamali1995: 25)という。
- 11) 筆者の調査(2001年)によると、現在、国内の公立モスクには専門の祈りの導師・イマーム(imam)と礼拝呼び出し係のビラル(bilal)が数名ずつ勤務している(ちなみに宗教指導者は男性が一般的である)。なお、公立モスクに勤務するイマームは各州政府(首都は連邦政府)に設置されている宗教局(majlis ugama)に所属し、給与を得ている。ビラルも公立モスクの諸経費の中から給与を得ている。
- 12) マレー系、華人系の女学生達がディスコなどの盛り場で出会った不特定多数の男性とフリーセックスをするという社会問題。同問題の詳細については竹野(2007)を参照。
- 13) 例えば、マレーシア・仏教・キリスト教・ヒンドゥー教・シーク教連合協議会は与野党を問わず、非ムスリムの政党代表者にフドゥード法案反対の意を伝え支持を求めている(多和田2005: 134)。
- 14) AWAMは1988年に設立され、現在はブタリン・ジャヤに本部がある。2007年の調査に応じた華人系男性幹部は活動について次のように述べている。「主な活動はレイプ被害者への電話カウンセリングや法律相談、レイプ関連書籍の出版、セミナーの開催で、活動の担い手は主に華人系女性やマレー系の女性ムスリム達である」。
- 15) 政府系「NGO」のWAOは1982年に設立され、政府の財政援助を受けながら被害者に法律や対処法などの情報を提供する広報活動を精力的に進めている。その他にも、夫による妻への暴力問題対策として、1986年、虐待された妻や子を保護するための宿泊施設をブタリン・ジャヤとペナンに設置し、運営している(ラジェンドラン1996: 102)。
- 16) SUARAMは(ISA(国内治安維持法)廃止を目指す)人権支援「NGO」。主な構成員は華人、インド系、マレー系の若者達である。なお、2005年8月、2006年8月に筆者はスランゴール州ブタリン・ジャヤ

にある本部に数回訪れ、マレー系の青年幹部を対象に簡単な聞き取り調査を行った。

- 17) AWAM によるといくつかのレイプ事件で加害者と被害者が結婚するケースが報告されているという。その主な原因としては被害者の家族や親族が被害者に対して加害者と結婚を勧めることが考えられている (AWAM eds 2002: 17, 160-161)。

#### 参考文献

- Abdul Majeed Mohamed Mackeen 1985 The Shariah Law courts in Malaya, In *Reading on Islam in Southeast Asia*, Edited by Ahmad Ibrahim, Sharon Siddique and Yasmin Hussain, pp229-235, Singapore: Institute of Southeast Asia Studies.
- Abdul Muin Abdul Rahman 1999 *Witnesses in Islamic law of evidence*, Kuala Lumpur: Pelanduk publication (M)Sdn Bhd.
- AWAM (eds) 2002 *The rape report: an overview of rape in Malaysia*, Kuala Lumpur: Strategic Info research development.
- Hamayotsu Kikue 2003 Politics of Shariah Reform: The Making of the Sate Religio-Legal Apparatus, In *Malaysia Islam, society and politics*, Edited by Virginia Hooker and Noraini Othman, pp55-79, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- M.B.Hooker 2003 Submission to Allah? The Kelantan Syariah Criminal Code (II) 1993, In *Malaysia Islam, society and politics*, Edited by Virginia Hooker and Noraini Othman, pp80-100, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Meredith L.Weiss 2006 *Protest and possibilities: civil society and coalitions for political change in Malaysia*: California, Stanford University press.
- Mohammad Hashim Kamali 1995 *Punishment in Islamic law: An enquiry into the hudud bill of Kelantan*, Kuala Lumpur: Ilmiah publishers.
- 森伸生 2001 「タアズィール刑」『岩波イスラーム辞典』大塚和夫・小松久男・羽田正・小杉泰・東長靖・山内昌之（編）589 ページ 東京：岩波書店。
- 荻原宣之 1994 「政治と経済」、『もっと知りたいマレーシア第二版』綾部恒男・石井米雄（編）214-237 ページ 東京：弘文堂。
- ラジェンドラン・ムース 1996 「マレーシアの社会問題の概況」『アジアの子どもと女性の社会学』荻原康生（編）87-116 ページ 東京：明石書店。
- Sisters in Islam (eds) 1995 *Hudud in Malaysia: The issues at stake*, Kuala Lumpur: SIS forum (Malaysia) berhad.
- SUARAME (eds) 2005 *Malaysia: humanrights report 2004*, Kuala Lumpur: SUARAMU komunikasi.
- 竹野富之 2007 年 「マレー社会におけるイスラームと性倫理に関する一考察—ポーシア (bohsia) 問題に焦点をあてて」『南方文化第 34 号』27-48 ページ。
- 多和田裕司 1995 「現代マレーシアにおける《イスラーム化》の展開」『長崎大学教養部創立 30 周年記念論文集』103-126 ページ。
- 2005 『マレー・イスラームの人類学』京都：ナカニシヤ出版。

WAO：ホームページアドレス (<http://www.wao.org.my>)

安田信之 1980「マレーシアの法制度」『アジア諸国の法制度』山場利夫・安田信之（編）185-224 ページ.

## 付録

### アンケート項目

1. Nama (名前) ?, Umur (年齢) ?, Asal (出身) ?, kerja (職業) ?
2. Anda bersetujukah sekiranya hukum hudud dijalankan di Malaysia?  
(あなたはマレーシアにフドゥード法を導入することについてどのように考えていますか)
3. Kenapa? (なぜそのように考えているのですか)